

大和市告示第8号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年1月20日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「運営費（）」の次に「特別経常費、」を加え、「及び一時預かり事業費」を「、一時預かり事業費及び保育所等における業務効率化推進事業費」に改め、同条第3号中「延長保育事業費」の次に「及び保育所等における業務効率化推進事業費」を加える。

第3条の見出しを「（補助対象経費）」に改め、同条中「補助金の対象経費」の次に「（以下「補助対象経費」という。）」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 事業者は、前項の規定による申請をするに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第1項中「整備し」の次に「、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して10年間保管し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分の完了する日又は適化法施行令第14条第1項2号の規定により当該事業を所管する大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

第10条を第12条とする。

第9条に次の1項を加える。

- 2 事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前条第1項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による報告の後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

第8条を第9条とする。

第7条中「及び一時預かり事業費」を「、一時預かり事業費及び保育所等における業務効率化推進事業費」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(交付条件)

第7条 事業者は、次に掲げる交付条件を遵守しなければならない。

- (1) 事業が予定の期間に完了する見込みのない、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行状況及び経費の使途について常時明確に把握しなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により当該事業を所管する大臣が別に定めた期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

別表第1 延長保育事業費の項対象経費の欄中「平成27年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の制定について（平成27年11月13日付け次育第539号）別添平成27年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱」を「平成28年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の制定について（平成28年11月7日付け次育第542号）別添平成28年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱」に改め、同表中一時預かり事業費の項の次に次のように加える。

保育所等における業務効率化推進事業費	平成28年度（平成27年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分）の国庫補助について（平成28年7月12日付け厚生労働省発雇児0712第1号）別紙平成28年度（平成27年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分）交付要綱（以下「平成28年度対策要綱」という。）第3条第1号に掲げる保育所等における業務効率化推進事業に要する経費	平成28年度対策要綱別表に基づき算定される額	全額
--------------------	---	------------------------	----

別表第1 低年齢児保育支援事業費の項補助する額の欄中「児童数」の次に「（市内に居住する児童に限る。）」を加える。

別表第2中「第12条関係」を「第14条関係」に改め、同表第1号様式の項中「第7条」を「第8条」に改め、同表に次のように加える。

第2号様式	消費税仕入控除税額報告書	第11条
-------	--------------	------

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。